

有価証券報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成18年4月1日
(第106期)	至	平成19年3月31日

株式会社 NIPPOコーポレーション

(151003)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月26日
【事業年度】	第106期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社NIPPPOコーポレーション
【英訳名】	NIPPO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林田 紀久男
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目19番11号
【電話番号】	03(3563)6752
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 俊朗
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目19番11号
【電話番号】	03(3563)6752
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 俊朗
【縦覧に供する場所】	株式会社NIPPPOコーポレーション中部支店 (名古屋市中区栄一丁目7番33号) 株式会社NIPPPOコーポレーション関西支店 (大阪市中央区船越町二丁目4番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第106期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(7) <省略>

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

(訂正後)

(1)～(7) <省略>

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

(9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、経済環境の変化に対応した、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものである。